

福岡県公報

平成21年9月2日
第3011号

目次

告示(第1354号 - 第1364号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	2
保安林の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
救急病院等の認定	(医療指導課)	3
大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見の概要	(中小企業振興課)	4
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	4
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	4
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
介護保険法に基づく指定調査機関の調査事務を行う事務所の所在地の変更	(介護保険課)	5
平成21年度技能検定(後期)の実施	(職業能力開発課)	6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	10

県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (市町村支援課)10

県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課)10

公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (警察本部総務課)11

告 示

福岡県告示第1354号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字下境字高畑3271-17から3271-20まで、3271-69、3280-1、3280-4、3281-1、3284-1、3285-1、3288-1及び3288-5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第1福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第1355号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市大字西浜武字道手1116番1、1116番5、1116番7、1120番5及び1137番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

定期発行日 毎週月水金曜日
 (発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 (作成) 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号
 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話) 092-643-3030
 株式会社西日本新聞印刷 (電話) 092-611-4431

柳川市上宮永町425 - 1

柳川協同組合 代表理事組合長 成清 法作

福岡県告示第1356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年10月福岡県告示第2111号直方都市計画道路3・4・3号直方駅行橋線（直方駅前広場）、3・6・16号直方駅上老良線、3・5・15号山部高木線、3・5・15号山部高木線（直方駅山部口広場）、8・7・1号直方自由通路線及び8・7・2号直方駅南自由通路線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成18年10月27日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年10月福岡県告示第2111号の事業地中、直方市大字山部字原田及び字喜藤太並びに古町地内において変更する。

(2) 使用の部分

平成18年10月福岡県告示第2111号の事業地中、直方市大字山部字原田地内において変更する。

福岡県告示第1357号

平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑 後 ・ 矢 部 川	水 源 か ん 養 保 安 林	矢 部 川	筑 後 ・ 矢 部 川 森 林 計 画 区	1617.01
"	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	"	"	478.45
"	水 源 か ん 養 保 安 林	筑 後 川	"	1766.78
"	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	"	"	712.57
"	干 害 防 備 保 安 林	う き は	う き は 市	0.48
福 岡	水 源 か ん 養 保 安 林	福 岡	福 岡 森 林 計 画 区	2484.71
"	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	"	"	652.86
"	干 害 防 備 保 安 林	筑 紫 野	筑 紫 野 市	3.60
遠 賀 川	水 源 か ん 養 保 安 林	遠 賀 川	遠 賀 川 森 林 計 画 区	3199.22
"	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	"	"	281.80
"	干 害 防 備 保 安 林	嘉 麻	嘉 麻 市	0.08
"	"	宮 若	宮 若 市	0.33

〃	〃	飯塚市	飯塚市	0.72
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	999.41
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	264.76
〃	水源かん養保安林	今川	〃	2088.24
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	704.59
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	600.03
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	953.61

福岡県告示第1358号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市東郷字古ノ崎173 - 1及び173 - 4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市東郷6丁目8番13号
株式会社木村組 代表取締役 木村 良一

福岡県告示第1359号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市三郎丸2丁目535番9及び535番13から535番26まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市東郷6丁目8番13号

株式会社木村組 代表取締役 木村 良一

福岡県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年9月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潯線 上陽	八女郡広川町大字広川1192番2先から 同郡同町大字広川1090番4先まで

福岡県告示第1361号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
医療法人和浩会安藤病院	福岡市城南区別府1-2-1	平成21年9月1日から 平成24年8月31日まで
医療法人相生会宮田病院	宮若市本城1636	
独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3-1	
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	
独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1	
東和病院	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町5-9-27	
新日鐵八幡記念病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	
医療法人正和中央病院	北九州市八幡西区八枝3-13-1	
医療法人医和基会牧山中央病院	北九州市戸畑区初音町13-13	

福岡県告示第1362号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第4項の規定に基づく意見の概要を、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ファッションセンターしまむら国分店
- (2) 所在地 福岡県久留米市国分町956-1

2 意見の概要

夜間において発生することが見込まれる個々の騒音（荷さばきアイドリング、大型車両走行音）についての予測値が、敷地境界線だけではなく直近住居においても騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和61年11月15日福岡県告示第1713号）に定める夜間の規制基準値を超えている。

このうち、大型車両走行音については対応策が十分であるとは認められないため、周辺の地域の生活環境に配慮して、規制基準値以下となるよう適切な対応策を講じること。

福岡県告示第1363号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字向山1304の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1364号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川横瀬字ヘリ山926の4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称
前原都市計画道路3・5・10号高田加布里線
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時
平成21年9月29日（火）午後7時から9時まで
 - (2) 場所
加布里公民館（前原市大字神在1112）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置		区域（延長）
3・5・10号高田加布里線	起点	前原市高田4丁目	約8,800メートル
	終点	前原市大字加布里字鬼ヶ毛	
	主な経過地	前原市前原西一丁目	

(2) 閲覧

同案については、平成21年9月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都

市計画課及び前原市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
 - (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成21年9月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
 - (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- 6 その他
 - (1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。
 - (2) 開催の中止
公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。
 - (3) 問い合わせ先
この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定に基づき、指定調査機関から調査事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

指定調査機関の名称	旧住所	新住所	変更年月日

特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワ ークせいわ	福岡市博多区中洲五丁目 6番20号 明治安田生命 福岡ビル4階	大川市大字向島602番地 1階5号室	H21・9・1
---------------------------------	---------------------------------------	-----------------------	---------

公告

平成21年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦

人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、特級及び単一等級の技能検定については一律16,500円とし、公共職

業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検 定 職 種	技能検定試験手数料
さ く 井	16,500円
工 場 板 金	16,500円
口 - プ 加 工	16,500円
機 械 検 査	14,200円
機 械 保 全	16,500円
半 導 体 製 品 製 造	16,500円
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	16,500円
自 動 販 売 機 調 整	16,500円
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	16,500円
時 計 修 理	16,500円
空 気 圧 装 置 組 立 て	16,500円
油 圧 装 置 調 整	16,500円
農 業 機 械 整 備	16,500円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	16,500円
婦 人 子 供 服 製 造	14,200円
和 裁	13,200円
帆 布 製 品 製 造	16,500円
製 版	16,500円
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	16,500円
石 材 施 工	16,500円
パ ン 製 造	16,500円
菓 子 製 造	16,500円
建 築 大 工	16,500円
か わ ら ぶ き	16,500円
配 管	16,500円

厨 房 設 備 施 工	16,500円
型 枠 施 工	16,500円
鉄 筋 施 工	16,500円
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	16,500円
防 水 施 工	16,500円
カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工	16,500円
自 動 ド ア 施 工	16,500円
ガ ラ ス 施 工	16,500円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,200円
電 気 製 図	13,200円
金 属 材 料 試 験	16,500円
印 章 彫 刻	16,500円
塗 装	16,500円
舞 台 機 構 調 整	16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
機 械 検 査	9,500円
電 気 機 器 組 立 て	11,000円
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	11,000円
時 計 修 理	11,000円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	11,000円
和 裁	8,800円
建 築 大 工	11,000円
配 管	11,000円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,800円
電 気 製 図	8,800円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成21年11月30日(月曜日)から平成22年2月21日(日曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成21年11月20日(金曜日)に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、ガラス施工及び金属材料試験	平成22年1月24日 (日曜日)	
(イ) 3級 機械検査、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造		
(イ) 1級及び2級 さく井(ロータリー式さく井工事に係るものに限る)		

。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、ロープ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。)、石材施工、パン製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻

(ウ) 3級

時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図(機械製図手書きに係るものに限る。)

(エ) 単一等級

エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工

(ア) 1級及び2級
舞台機構調整

平成22年1月31日
(日曜日)

福岡県職業能力開発協会が指定する場所

(ア) 1級及び2級
機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、製版(DTPに係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、自動ドア施工、電気製図及び塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)

平成22年2月7日
(日曜日)

(イ) 3級

プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、和裁、建築大工、及び電気製図

(ウ) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話番号092-671-1238)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便または宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成21年9月28日（月曜日）から同年10月9日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成21年10月9日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目2 - 24 電話番号092 - 671 - 1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092 - 643 - 3604）に対して行うこと。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年8月19日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社竹上産業	飯塚市榑413 - 14	竹上 修二	平成18年7月30日 福岡県知事許可（般 - 18） 第81001号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年9月2日から平成21年9月8日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社竹上産業は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定

による特定建設業の許可を受けずに同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成21年8月17日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成21年9月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

82,069

福岡県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成21年8月17日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成21年9月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

750,567

福岡県選挙管理委員会告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成

21年8月17日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成21年9月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,321
北九州市小倉北区	49,809
北九州市小倉南区	57,699
北九州市若松区	23,699
北九州市八幡東区	20,619
北九州市八幡西区	69,745
北九州市戸畑区	17,304
福岡市東区	73,612
福岡市博多区	54,235
福岡市中央区	46,347
福岡市南区	65,993
福岡市城南区	32,765
福岡市早良区	55,708
福岡市西区	49,417
大牟田市・三池郡	39,574
久留米市	63,089
直方市	16,258
飯塚市	21,605
田川市	14,031
柳川市	10,759
甘木市	11,204
八女市	10,302
筑後市	12,893
大川市	10,657

行橋市	19,459
中間市	12,931
小郡市・三井郡	24,389
筑紫野市	26,601
春日市・筑紫郡	40,861
大野城市	24,717
宗像市	25,473
太宰府市	18,673
前原市・糸島郡	26,884
古賀市	15,375
糟屋郡	55,847
宗像郡	15,594
遠賀郡	26,768
鞍手郡	16,221
嘉穂郡・山田市	31,136
朝倉郡	13,492
浮羽郡	14,523
三潁郡	11,860
八女郡	14,603
山門郡	17,025
田川郡	24,658
京都郡	15,439
築上郡・豊前市	17,644

公安委員会

福岡県公安委員会規則第18号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年9月2日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(その1)(第16条)

公安委員会会議録

開催 月日等	年 月 日 曜日	時 分から 時 分まで の 間
出席者	公安委員	
	警察本部	
議 決 事 項 等		

様式第1号(その2)(第16条)

議 決 事 項 等

--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。